

災害に備えた協定締結について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

## 災害時における給電車両貸与に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に甲が行う災害対応業務における電力確保について、乙の積極的な協力を得ることにより円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 乙は、給電車両の貸与に当たり、貸与できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請する等し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

### （給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を備えた車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

### （使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

(引渡し)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の詳細を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により給電車両の引渡しを行う際は、第9条第2項に規定する保険の契約書の写し等の保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、その期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合は、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠償保険及び任意保険（以下単に「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲は、甲の責に帰すべき事由により保険を適用することとなったときは、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は、甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失の有無が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は当該車両を滅失した場合であって、その損害が、乙が加入する保険の賠償範囲を超えるときは、乙に対して損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。

当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長 藤野 勝



乙 港区芝浦四丁目8番3号

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役 片山 守



第1号様式（第2条関係）

## 給電車両貸与要請書

年 月 日

トヨタモビリティ東京株式会社  
代表取締役社長 様

武蔵村山市長 印

災害時における給電車両貸与に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請します。

### 記

- 貸与希望日時  
年 月 日 時 分から
- 要請台数 台
- 貸与希望場所

施設名	住所	担当者（運転車）	電話番号

- その他  
貸与車両を運転する武蔵村山市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

- 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

--

第2号様式（第12条関係）

協定事務担当者名簿

年 月 日現在

【武蔵村山市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先（任意）

	第1連絡先	第2連絡先
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

【トヨタモビリティ東京株式会社】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		